



HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）薬害大阪訴訟

弁論期日・報告集会のお知らせ

HPVワクチン(子宮頸がんワクチン)薬害訴訟って？

HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）を打った後、頭痛や関節痛など身体中に激しい痛みが生じ、痙攣や記憶障害の症状が生じる少女たちが現れるようになりました。治療方法も分からない状態で被害者は置き去りにされています。

2016年7月27日、被害者らは、国、製薬企業の責任を明確にし、真の被害救済を求めるために、大阪・東京・名古屋・福岡の裁判所で、損害賠償を求める訴訟を提起しました。

弁論期日(裁判)の日時・場所

日時：2023年9月4日(月) 午前10時から

場所：大阪地方裁判所2階大法廷(202号法廷)

報告集会：午後5時30分から(大阪弁護士会館1001~1002室)

☆傍聴券の抽選がありますので**午前9時**に裁判所本館南側玄関にお越しください。

☆前回に引き続き、原告側専門家証人である**横田俊平先生**の証人尋問期日(反対尋問)です！ぜひ傍聴にお越しください！



大阪地方裁判所
〒530-0047
大阪市北区西天満2-1-10
■京阪中之島線
「なにわ橋駅」下車 出口1
→徒歩約5分
■地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口
→徒歩約10分
■地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段
→徒歩約7分
■JR東西線「北新地駅」下車

★傍聴予定の方の人数を把握するために、可能な方は事前登録のご協力をお願いします。弁護団より当日の傍聴案内等をご連絡させていただきます。
※この事前登録は傍聴券の確保をお約束するものではありませんのでご注意ください。
ご登録方法：こちらのQRコードからお申し込みください。



HPVワクチン薬害訴訟全国弁護団公式SNS

HPVワクチン薬害訴訟全国弁護団公式Twitter、Instagramでは各地の裁判の情報などを発信していますので、ぜひフォローしてくださいね！



HPVワクチン薬害訴訟大阪弁護団(共同代表 松井俊輔・幸長裕美)

・お問い合わせ先：梅田新道法律事務所(電話：06-6316-8824)

<http://www.hpv-yakugai.net>



日本におけるHPVワクチンの承認と予防接種等に関する時系列

- 2006.6.8 HPVワクチン世界で初めて承認（米国でガーダシル）
- 2009.10.16 サーバリックス（16型・18型対象）承認
- 2010.12 国が子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業開始
- 2011.7.1 ガーダシル（6型・11型・16型・18型対象）承認
- 2013.4.1 予防接種法に基づく定期接種となる
- 2013.6.14 積極的な勧奨を一時中止（厚労省通知）
- 2014.1.20 厚労省副反応検討部会が「心身の反応」と発表
- 2015.3.31 被害者連絡会が国（厚労省）・製薬企業に全面解決要求書提出
- 2016.7.27 被害者63名が国と企業を被告として全国4地裁で一斉提訴



HPVワクチンの特徴・問題点



- 1 ウイルスに感染しても子宮頸がんになる人はわずか0.15%程度とされています。
- 2 しかも、このワクチンを打っても、半分は感染を防げません。
- 3 そもそもこのワクチン、子宮頸がん自体の予防効果が確認されているわけでも無いし、効果の持続期間も不明です。

4 このワクチンは初めてのタイプ（予防の仕組みが他と全く違う。入っている物質も新開発）！まるで人体実験！？

5 ワクチンを接種しても、定期的な検診が必要になるし、それをすれば、早期発見・治療ができるのです。

6 ワクチン接種に先立つ情報提供も不十分でした。

7 さらに、緊急促進事業と称し、国の事業として任意ワクチンを広く接種させたのは初めてのこと。

8 このワクチンを全員に接種させてまで、国が前のめりで広める必要がどこにあったのでしょうか？

9 このワクチン接種後、全身の激しい痛み、失神、不随意運動、脱力、視覚・聴覚障害、睡眠障害、記憶障害など、深刻な症状が次々と報告されています。

10 たくさんの少女たちが、今なお深刻な症状を抱えながら、病院や学校での無理解・偏見に苦しんでいるのです。

